



# 島根県報

令和2年9月25日（金）

号外 第 113 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

# 告 示

## 島根県告示第579号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	米子広瀬線	安来市鳥木町46番2地先から同市折坂町34番13地先まで	前	A	メートル 9.82～ 15.52	237.90	松江県土整備事務所広瀬土木事業所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ 迂回路設置
			後	A	9.82～ 15.52	237.90	
				B	12.00～ 19.39	201.10	
〃	別府川本線	邑智郡美郷町京覧原12番1地先から同401番5地先まで	前		4.06～ 8.85	61.70	県央県土整備事務所  道路改良工事 拡幅
			後		5.04～ 15.01	61.70	